

様式第 2 号

視察研修先	群馬県桐生市議会	氏名	國井 輝明
視察研修項目	まちづくり討論会について		
<p>群馬県桐生市議会では、全国屈指の議会改革を進めている。この度は、まちづくり討論会をメインに視察訪問をさせて頂き学ばせて頂いた。</p> <p>はじめに、桐生市議会では、平成 23 年 7 月に、「市民に開かれた議会」「市民参加」「議会の活性化」を柱に議会の果たすべき役割と責任を明確にし、桐生らしい地方自治の実現を目指すべく、議会基本条例を制定・施行し、これに伴い議会報告会・意見交換会を開催。定例会における議決結果などの内容について、市民に直接報告する機会を設けるとともに、市政に関心の高い市民との意見交換会を原則として定例会ごと実施している。平成 25 年 10 月には、「市民に開かれた議会」をより充実させるため、FM 放送を媒体として、全議員が順番で出演し、議会や市の PR、一般質問の説明などを発信している。そして、平成 28 年 10 月から、市民・各団体の現状や抱えている課題等を情報交換を通じて明らかにし、課題解決の糸口を探るとともに、それぞれの立場における「まちづくり」に対する考え方や方策等について議論を交わす「まちづくり討論会」を開催させた。このまちづくり討論会では主に議員側から質問を行なっているようだ。</p> <p>この討論会の体制や運営について、まず、団体に対する挨拶及び打合せについては、正副議長、特別委員会正副委員長、事務局職員が一緒に伺い調整等を行なっている。当日の進行に関するものは議会改革調査特別委員長が準備し、その他の準備は事務局が行なっており、参加者を多くするために留意していることとして、これまでの「まちづくり討論会」では、対面式での討論会で威圧感があるということもあり、各団体に意見交換の開催をお願いする際、全議員 22 名で参加することから、同数程度の参加をお願いしているという。</p> <p>議員の体制としては、全議員 22 名が参加している。役割分担については、まちづくり討論会は議会改革調査特別委員会が受け持ち、同特別委員会の委員長が司会進行を担当し、その他の議員については、討論会ということもあり特に役割はないという。議員間の意見調整については、議長を主に、内容によっては所管する委員会の委員長等が回答し、場合によっては、司会者の采配により回答する議員を決めているという。</p> <p>こうした活動のみならず、桐生市議会では SNS なども積極的に活用している。議会の様子のみならず、議会報告会やまちづくり討論会などについても動画撮影し、議会 HP へ掲載している。この他フェイスブック、ツイッター、ライン等も活用し積極的な発信を行なっている。こうした取り組みこそが今、寒河江市議会に足りないことであろうと考える。我々寒河江市議会としても毎年町会長連合会との意見交換会を行なっているものの、毎回のよう話題に上る事は「議員の活動が見えにくい」という事である。桐生市議会からは、しっかりと仕事をしていることを市民に積極的に発信する取り組みについても大変多く学ばせて頂いた。</p>			

様式第 2 号

視察研修先	埼玉県上尾市議会	氏名	國井 輝明
視察研修項目	常任委員会の動画配信について		

上尾市議会では、平成 17 年 3 月定例会から、本会議の動画配信を行なっていたが、より開かれた議会を目指し、議会改革特別委員会で「委員会の動画配信」について検討を開始した。主な検討項目・結果については、以下の通り。

① 配信システムについて ⇒ 既存システムか、YouTube か。

- ・ 既存システムの場合、ライブ中継は高コストのため、録画配信のみが良い
- ・ YouTube の場合、ライブ中継も録画配信も、比較的安価で済む  
⇒ ライブ中継をするなら YouTube を選択すべき。

しかし問題発言(個人情報等)による映像訂正などに対する懸念を重視し、既存システムで行うことを決定した。

② 配信方法について ⇒ 録画配信のみか、ライブ配信も行うか。

問題発言等のことも考え録画配信に決定

③ 公開対象について ⇒ どこまでを動画配信の対象とするのか。

(常任委員会、特別委員会、全員協議会、議会運営委員会等々)  
常任委員会までに決定。

④ 撮影カメラについて ⇒ WEB カメラか固定カメラか。

コストを考え WEB カメラに決定。

⑤ カメラ台数 ⇒ 委員側だけ映すか、執行部も映すか。

委員、執行部両方映すためカメラは 2 台設置。

⑥ ルール作りについて ⇒ 議員の動画利用におけるルールを作るか。

上尾市議会インターネット議会議中継要領を作成。

こうした取り組みについて市民からの反応として、常任委員会だけでなく、議会運営委員会等拡充して欲しい。ライブ中継も実施して欲しい。見たい議案審査の始まる時間がわかるようにして欲しい等たくさん反応があるようだ。これを裏付けするように議会議中継へのアクセス件数も多いようだ。

寒河江市議会として、取り組めるものであればすぐにでも取り組みたい、しかし上尾市議会では、常設のマイク(会議録支援システム)もあり条件が整っていた事、寒河江市議会では市庁舎の建替があった場合でなければ多額の金額がかかってしまう事を考えると、まずは議会報告会等にも多くの市民が来てくれるような気運づくりの方が重要と考える。

様式第 2 号

視察研修先	埼玉県上尾市議会	氏名	國井 輝明
視察研修項目	議会における災害発生時の対応について		
<p>令和元年、上尾市議会では議会における災害発生時の対応について要領を策定された。</p> <p>上尾市での自然災害で多いものとして、台風による浸水、道路冠水。降雹による農作物被害を想定している。</p> <p>議会の緊急連絡体制については、緊急時の全議員一斉メール送信体制をとっており、市内火災情報報告、台風等による行事の中止、議会運営上の緊急連絡事項など正副議長報告承認後、全議員へ連絡している。</p> <p>課題認識として、地域防災計画において議員の位置付けがないこと。災害時における議員の安否確認の方法を確立する必要があること。議会側で災害対策支援本部を設置した場合の事務局の職員体制、および災害対策本部との情報共有・対応についてルールを作っておくことがあげられる。</p> <p>上尾市議会では要項を策定しているが、議会基本条例に災害対応の定義として条文に盛り込むやり方もあるということだ。</p> <p>訓練等については、まだ行なっておらず、これから令和 2 年に行われる市総合防災訓練において、市議会災害対策支援本部設置、及び安否確認連絡訓練を実施予定という。</p> <p>令和元年に発生した台風では、実際に災害現場で活動する警察・消防・自衛隊との間合いに考慮した事項として、活動の妨げにならないようにという点で、議員の基本行動基準に、災害情報の提供及び要望等は『原則として、市対策本部への個別要請は行わず、支援本部を通じて行う』と規定している。読み替えれば、災害現場で議員が活動する際、警察・消防・自衛隊との接点においても、判断を要するものは市議会支援本部を中継することが必要となる。</p> <p>また上尾市議会での今後の課題としては、現段階では初期対応のみの行動計画である為、今後は、BCP(業務継続計画)において、発災から数ヶ月後の行動計画の策定が必要であるとの事。</p> <p>議員の参集タイミングについて、市災害対策本部が設置されたからといって、すべてのケースに置いて、直ちに市議会支援本部を設置するのはいかがかとの事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震では、災害発生後の災害対策本部設置及び参集であり妥当。</li> <li>・ 台風では、暴風雨ピーク「発生前」に災害対策本部設置となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 暴風雨中の外出は危険、参集しにくい(車内浸水等)</li> <li>⇒ 議員については一段落してからの参集でもよいのではないか。</li> </ul> </li> </ul> <p>こうしたことから、風水害の場合の支援本部および参集・情報収集の在り方を検討することが、喫緊の課題であると言う。</p> <p>私は、災害時に一番大切なこと、それは初動体制をどう取るかと考えている。現在、寒河江市議会においてこうした要項は策定されていない。我が寒河江市においても台風等で最上川の氾濫などの危険性がないとは言えない為、一刻も早くこうした要項を策定すべきだと考える。</p>			